

# 平成30年度中小企業振興施策

## 1 生産性向上特別措置法に係る中小企業の設備投資支援

中小企業の生産性革命の実現に向けて、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の設備投資を支援する生産性向上特別措置法が本年6月6日に施行。

市内中小企業が生産性向上に資する設備投資を行った際に、償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を行うことで、中小企業の設備投資を支援していく。

## 2 中心市街地活性化事業

魅力ある都市核の形成を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化基本計画の策定を進めるとともに、各種事業の実施等により中心市街地の活性化を図る。

〔所管：土木都市建設部都市計画課中心市街地活性化推進室〕